

入札公告

以下のとおり入札を行いますので公告します。

公告日：平成29年2月21日

年度	平成29年度	入札番号	4293000115
入札方式	参加希望型指名競争入札	契約方式	単価契約
案件名称	(単価契約) 乗合自動車車台清掃業務		
履行期限	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで		
履行場所	別紙仕様書のとおり		
予定価格 (税抜き)	600,288円	最低制限価格 (税抜き)	401,000円
入札期間 開始日時	平成29年3月7日 09:00		
入札期間 締切日時	平成29年3月9日 17:00		
開札日	平成29年3月10日	開札時間	09:00 以降
種目	清掃	担当課	自動車部技術課
入札参加資格	京都市交通局契約規程第24条第1項に規定する指名競争入札有資格者名簿(物品)に登載されていること		
入札参加資格 (企業規模等)	市内大企業可	入札参加資格 (登録種目)	なし
その他	<p>本件入札は単価契約ですが、入札金額の入力及び落札の決定は総価によって行います。 落札決定にあたっては、入力された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に0.01円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、それぞれの品名において見積もった契約希望単価の108分の100に相当する金額(当該金額は、0.01円単位までとすること)にそれぞれの予定数量を乗じたもの(以下「小計」という。)の合計金額(以下「総価」という。)を入力してください。落札決定は、この総価の比較によって行います。</p> <p>契約の締結は、落札決定後、提出していただく明細書にもとづき、品名ごとの小計を予定数量で割り戻した単価(当該金額に0.01円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額。ただし、端数を切り捨てた結果が0.00円になる場合は無効とする。)に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に0.01円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額)により、品名ごとに単価契約を行います。</p> <p>※ 本件は最低制限価格制度を適用します。最低制限価格を下回る価格での入札は無効とします。</p> <ol style="list-style-type: none">仕様書等に定める内容を適正に履行することができ、かつ、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。 なお、入札後に辞退はできません。落札者となった者が、契約を締結しないときは、契約辞退に該当するため、3箇月の競争入札参加停止を行い、さらに当該入札金額の100分の5に相当する額を違約金として徴収します。本件入札に参加しようとする者(個人、法人の代表者又は個人若しくは法人の代表者の委任を受けた者(以下「代表者等」という。))が、本件入札に参加しようとする他の代表者等と同一人であるときは、そのうち1者のみが本件入札に参加できるものとします。本件入札において、代表者等と同一人である者の双方が入札したことが判明したときは、当該代表者等及び同一人である者のした入札は、京都市交通局契約規程第7条の2第13号に基づきそれぞれ無効とするともに、競争入札参加停止を行います。本件入札により落札者を決定した場合において、契約を締結するまでの間に、落札者となった代表者等が、本件入札において入札した他の代表者等と同一人であったことが判明したときは、契約を締結せず、それぞれについて競争入札参加停止を行います。落札決定日は、開札日とします。インターネットを利用して入札データを送信した入札参加者に対しては、落札結果を電子入札システムで確認するよう、電子メールを送信しますので、各自で確認してください。落札者が入札端末機を使用して入札データを送信していた場合には、開札日午前10時以降に財務課担当者から落札者に電話連絡します。落札者以外の入札参加者には、落札決定日の翌日から5日(日数の計算に当たっては、休日を除く。)以内に請求があった場合に限り、落札結果を口頭により通知します。 なお、落札結果は、原則として落札決定日の翌日から、財務課契約担当窓口の入札執行結果表の閲覧により、確認できるようにします。落札者とならなかった者は、落札決定日の翌日から5日(日数の計算に当たっては、休日を除く。)以内に、その理由について説明を求めることができます。回答は、口頭又は書面(請求が書面によるもので書面による通知を請求したものである場合に限る。)により行います。本件入札において落札し、契約の相手方となった者(以下「契約者」という。)は、本件入札において互いに競争相手であった落札者以外の者(以下「非落札者」という。)から契約の履行に必要な物件(落札者の商標を付して製作された物件を除く。以下同じ。)又は役務を調達してはいけません。 また、非落札者は、契約者に対して、契約の履行に必要な物件又は役務を契約者に供給してはいけません。 ただし、それぞれについて契約者が、非落札者以外の者を經由して非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務を調達したとき及び特許権その他の排他的権利に係る物件の調達その他のやむを得ない事由により、非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務の一部を調達する必要があるため、あらかじめ文書による本市の承諾を得た場合を除きます。入札保証金は免除します。本公告及び仕様書に定めのない事項については、京都市交通局契約規程その他本市が定める条例、規程、要綱等のほか関係法令によるものとします。契約日は、平成29年4月1日となります。ただし、本件調達に係る予算が成立しない場合は、契約を締結いたしません。この場合において、本件調達のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても、落札者は、その費用を京都市交通局に請求することはできません。		

- 京都市電子入札システム利用可能時間等
 - インターネットを利用した入札参加者 9:00~17:00 (ただし休日を除く。)
なお、使用するICカードの名義は、本市に提出済み「使用印鑑届」の代表者氏名(受任者を届け出ている場合には、当該受任者の氏名)と同一人であり、かつ、落札決定の日時までの間において有効であるものに限りです。
 - 財務課内設置入札端末機利用者 9:00~12:00及び13:00~17:00 (ただし休日を除く。)
なお、端末機利用者が入札端末機利用者カードの発行を受けていないときは、入札期間の最終日の1日前までに入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受けていなければなりません。
- 入札金額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入力してください。
- 契約金額は、入札金額に100分の108を乗じた金額とします。
- 仕様書等で同等品可能としたもの以外は同等品での応札はできません。
- 質問は、財務課担当者をお願いします。

※休日とは、京都市の休日を定める条例第1条第1項に規定する本市の休日をいいます。

件名：(単価契約)乗合自動車車台清掃業務
(¥600,288)

単価契約依頼明細書

平成29年度

契約番号 4293000115

税区分	課税	税率	8.00%
-----	----	----	-------

No. 1	物品番号					金額	¥600,288.00
品名 規格	乗合自動車車台清掃業務						
数量	208.00	単位	両	単価	¥2,886.00		

No.	物品番号					金額	¥0.00
品名 規格							
数量		単位		単価			

No.	物品番号					金額	¥0.00
品名 規格							
数量		単位		単価			

No.	物品番号					金額	¥0.00
品名 規格							
数量		単位		単価			

No.	物品番号					金額	¥0.00
品名 規格							
数量		単位		単価			

No.	物品番号					金額	¥0.00
品名 規格							
数量		単位		単価			

No.	物品番号					金額	¥0.0000
品名 規格							
数量		単位		単価			

No.	物品番号					金額	¥0.0000
品名 規格							
数量		単位		単価			

乗合自動車車台清掃仕様書

京都市交通局
自動車部技術課

- 1 概要 本仕様書は、京都市交通局（以下「甲」という）の各営業所における乗合自動車車台清掃業務（以下「清掃」という）請負のために定めるもので、請負業者（以下「乙」という）は、以下の事項を遵守し清掃を実施するものとす。
- 2 範囲 本仕様書により清掃を行う車両は、甲の自動車整備工場の12箇月点検整備を実施するバス車両を対象とする。
- 3 内容 清掃作業の詳細は、別紙「バス車台清掃作業明細」のとおりとする。
- 4 日時 本業務の契約期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。原則として実施日は、自動車整備工場の稼働日（年末年始を除く平日及び隔週土曜日）とし、実施時間は甲が別途、指示するものとする。
- 5 支払い 支払いについては、月末締めが出来高払いとする。
- 6 その他 作業に要する電力、水、洗車機器、洗剤、白灯油等は甲において負担するものとする。但し、衣服（カッパ、長靴）、ウエス、洗車ブラシ等については乙が調達するものとする。
業務中に生じた事故等に関しては、乙の責任において解決することとする。
乙は、作業員名簿を契約後、速やかに甲に提出するものとする。

乙の作業者は、清掃の開始及び終了時において、必ず甲の担当者に連絡するものとする。
乙は、作業終了後、甲に実施報告書を提出するものとする。

乙の作業者は、作業完了後、甲の検査を受けるものとし、不合格の場合は、再度作業を実施するものとする。
乙は、作業の実施にあたり、必要人員を確保するとともに、作業者に作業内容、方法の周知徹底を図るものとする。
乙の作業者は、甲の業務に支障をきたさないよう、甲の担当者と連絡を密にしその指示に従うものとする。
乙の作業者による車両の移動は、いかなる場合も禁止する。

その他、本仕様書に疑義が生じた時は、双方誠意をもって解決にあたることとする。

バス車台清掃作業明細（計算用）

	作 業 内 容	実施時間
1	機器準備と保守（機器の清掃，給油，洗剤補給，始動停止等）	20分/両
2	洗車場清掃後始末（汚泥処理，シャワー含む）	30分/両
3	洗車	60分/両
4	その他（防護カバーにて養生，窓の点検）	10分/両
計	1両あたり所要時間	120分/両

実施上の注意点

1	洗淨箇所は、エンジンルーム、エンジン本体外部、ラジエーター外部、車台関係床下部全機器、連動機構、燃料タンク、車体外板及びそのスカート部内側、フェンダー及びステップ裏、床板裏、根太等とし、念入りに作業すること。
2	洗車に際しては、室内及びシートをカバー等で汚損しないようにすること。
3	車両でとくに水分を含むと不都合な箇所は、あらかじめ当局係員の指示を受け適当な防護処置を施した後洗淨すること。
4	作業の前後には、機器類（コンプレッサー、スチームクリーナー、オートリフト等）の始動、停止を確実に行うこと。なお、機器の取扱いについては、当局整備主任の指示を受け慎重を期し、定期的に清掃給油等保守を行うものとする。また、スチームクリーナーの洗剤の補給も行うものとする。
5	洗車終了後、機器、沈砂槽周辺及び洗車場の清掃（泥上げ含む）を実施する。洗車により生じた汚泥及び廃油は、毎日指示する場所に処理するものとする。なお、機械室の整頓及び戸締りを確実に実施するものとする。

バス車台清掃作業明細

予定車両数	208両（1日あたり1両を予定）
作業時間	8時から10時（予定）までを基本とする。
作業内容	洗淨箇所は、甲の担当者の指示に従い、主な洗淨箇所は、エンジンルーム、エンジン本体外部、ラジエーター外部、車台関係床下部全機器、連動機構、燃料タンク、車体外板及びそのスカート部内側、フェンダー及びステップ裏、床板裏とする。
	甲の所有する高圧温水洗淨機を利用して、洗淨作業を行うものとし、水分を含むと不都合な箇所は、あらかじめ甲の担当者の指示を受け、防護処置を施すなど、注意して洗淨するものとする。
	洗淨作業の前後には、機器類（スチームクリーナー、オートリフト等）の始動、停止を確実にすることとする。 なお、機器の取扱いについては、甲の担当者の指示のとおり行うものとする。
	洗車終了後は、洗車場の清掃（泥上げ含む）を実施することとする。

注 作業時間は予定であり、変更する場合がある。